

第1回 横浜市スポーツ医科学センター指定管理者選定評価委員会 議事録	
日 時	令和7年5月28日(水) 18:30～19:25
開 催 場 所	横浜市庁舎 18階 共用会議室 なみき 15
出 席 者	大野委員、沖野委員、河合委員、管生委員、高橋委員
欠 席 者	なし
開 催 形 態	公開(傍聴者なし)
議 題	1 委員長の選出 2 会議の公開について 3 申請要項について 4 業務の基準について 5 評価項目及び評価基準について
決 定 事 項	1 河合委員を委員長に選出した。 2 次回(第2回)の委員会は非公開とした。 3 「申請要項」、「業務の基準」及び「評価項目及び評価基準」を事務局案のとおり確定した。
議 事	1 委員長の選出 委員の互選により河合委員を委員長に選出した。 2 会議の公開について 今回(第1回)については原則どおり公開とし、次回(第2回)については、審議の中で指定管理者の経営ノウハウや人材育成といった団体の機密事項に関わる部分があるため、非公開とすることを事務局より提案し、承認を得た。 3 申請要項について 4 業務の基準について } (一括審議) 事務局から案を説明し、審議の上、事務局案のとおり確定した。なお、指定管理期間は5年とし、現指定管理者である「公益財団法人横浜市スポーツ協会」を前提とした非公募で選定することとした。 【主な審議】 河合委員：スポーツプログラムサービスについては以前から実施している事業であるが、申請団体からは具体的なアウトプットを出していただけるのか。 事 務 局：申請団体から提出される事業計画書において、具体的な提案内容などを記載いただく想定をしている。提出された資料を基に内容を確認いただき、追加で確認が必要な点については、第2回選定評価委員会において実施する申請団体へのヒアリングの際にご意見等をいただきたい。 河合委員：以前と同様の内容ではなく、横浜市のデータに基づいたアウトプットを出していただけるように申請団体には事前に伝えていただきたい。 沖野委員：選定評価委員会の定める最低基準点を満たすことが必要となっているが、1点がついている項目があった場合でも、最低基準点に達していれば問題ないということか。また、評価にあたっての基準があれば示していただきたい。 事 務 局：全体で7割以上を満たすことができれば問題ない。採点基準につ

	いては、客観的な指標を設けることは難しいため、申請団体から提出される資料を基に、委員の知見やご経験から評価をお願いしたい。 河合委員：最低基準に満たなかった場合の取り扱いは。 事務局：申請団体へ申請内容の補正を依頼し、委員に再度ご確認をいただくことになる。 河合委員：前回と同様のものをそのまま提出するだけでなく、作り込みが必要と申請団体へ伝えていただきたい。 5 評価項目及び評価基準について 事務局から案を説明し、審議の上、事務局案のとおり確定した。また、最低基準は7割とした。 【主な審議】 事務局：議事4においてスポーツプログラムサービスのアウトプットに関するご質問をいただいたが、評価項目としてスポーツプログラムサービスの実施体制に関する項目があり、その中で「効果」についても記載いただく。申請団体からの提出書類及びプレゼンテーションの中で当該項目においてご確認いただければと思う。 河合委員：スポーツプログラムサービスは施設の開設当初から実施してきた事業であり、相応の実績があるものと認識している。その実績の内容が具体的に分かるような形でプレゼンテーションを行っていただきたい。 6 その他 次回委員会では、議事に入る前に施設見学を行う予定とする。
資 料	(1) 横浜市スポーツ医科学センター指定管理者選定評価委員会 委員名簿 (2) 横浜市指定管理者制度運用ガイドライン (3) 横浜市スポーツ医科学センター指定管理者の指定に関する要綱 (4) 横浜市スポーツ医科学センター指定管理者選定評価委員会運営要綱 (5-1) 横浜市スポーツ医科学センター指定管理者申請要項 (案) (5-2) 横浜市スポーツ医科学センター指定管理申請者提出書類 様式集 (案) (6) 指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き (7) 横浜市スポーツ医科学センター指定管理者業務の基準 (案) (8) 横浜市スポーツ医科学センター指定管理者選定にあたっての評価項目及び評価基準 (案) (9) 横浜市スポーツ医科学センター条例 (10) 横浜市スポーツ医科学センター条例施行規則